

～あなたの大切な思いを未来へつなぐ～

自筆証書遺言書保管制度 相続登記の義務化に関する説明会

●自筆証書遺言書保管制度

- ・法務局に預けるメリットは？
- ・制度の内容や利用方法は？

**参加無料
要事前予約**

●相続登記の義務化

- ・いつまでに登記をすればいいの？
- ・登記をしないと、どうなるの？

日時

令和8年9月16日（水）

①午前の回 9:30 – 11:00

②午後の回 14:00 – 15:30

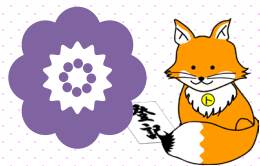


会場

支局会場は 本局会場
からウェブ中継します！



さいたま地方法務局 本局	TEL：048－851－1024
熊谷支局	048－524－8805
秩父支局	0494－22－0827
所沢支局	04－2992－2677
東松山支局	0493－22－0379
越谷支局	048－966－1321
久喜支局	0480－21－0215



申込み

参加希望の会場に
直接 お申し込みください！



- ▶お申込は、参加希望の会場（本局又は支局）で、お電話又は窓口にて承ります。
（※事前予約が必要です。）
- ▶お申込は、先着順で各会場の定員になり次第、締切となります。

※さいたま地方法務局ホームページ



※制度の詳細は、法務省ホームページへ

